



Q 9. 《住宅取得控除の年末残高証明書》

住宅取得控除用の証明書の手続きは？

住宅ローンの年末残高証明書とは、住宅借入金等特別控除を受ける手続きに必要な書類で、正式名称は「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」と言い、その年の12月31日現在の住宅ローンの借入残高（予定額）を記載した証明書です。控除を受ける金額や計算方法等は、税務署にておたずねください。

1. 「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の発行について

- ・ 証明書発行には、お客様からの依頼書が必要となります。

当金庫では、住宅ローンの年末残高証明書は、お客様から依頼書および手数料をいただき、お客様のご依頼に基づいて発行しています。お客様の中には住宅取得控除の適用期間が終了している方もいますので、当金庫では住宅ローンをご利用の方全員に自動的に証明書を郵送する等の手続きはいたしておりません。必要な方は窓口で依頼書をご用意していますので、おたずねください。

- ・ 自動発行手続きも可能です。

初年度のみ窓口にてお申し込みいただき、次年度分からは毎年お客様のお手元に自動的に証明書が郵送される便利な手続きもございますので、窓口におたずねください。

2. 証明書の発行手数料について

- ・ 住宅ローンの証明書発行手数料は216円（消費税等込）です。

（将来変更する場合があります）

- ・ 自動発行手続きを選択されたお客様は、お取引口座より毎年11月上旬に口座振替により発行手数料216円を引き落としさせていただきます。